

総 税 市 第 3 4 号
令 和 5 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ ロからへまでに掲げる規定以外の規定 令和5年度以後の年度分の個人の市町村民税、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割
- ロ 第1章43並びに第2章25の2、33、33の2、35、36、38、39、43、43の3、79の2及び81～81の5 令和6年度以後の年度分の個人の市町村民税（個人の道府県民税及び森林環境税を含む。）
- ハ 第2章45柱書 令和6年4月1日
- ニ 第2章45(16) 令和5年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税
- ホ 第4章22 令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割
- へ 第5章20 令和5年4月1日以後に行われる市町村たばこ税の都道府県に対する交付